

建設工事の最低制限価格の改正について

平成 27 年 3 月 5 日
新潟市水道局総務部経理課

新潟市水道局発注の建設工事の最低制限価格について、以下のとおり改正しますのでお知らせします。

1. 最低制限価格の設定について

対象案件	最低制限価格（税抜き）
○予定価格（税込み） 5 千万円以上 ・一般競争入札 ※（総合評価方式含む）	・市と同様の設定方法に変更するものとし、10 万円単位で設定（10 万円未満切り上げ）します。
○予定価格（税込み） 1 千万円以上 5 千万円未満 ・一般競争入札 ※（総合評価方式含む）	・市と同様の設定方法に変更するものとし、10 万円単位で設定（10 万円未満切り上げ）します。 ・ただし、予定価格（税抜き） $\times 9/10$ に満たない場合は予定価格（税抜き） $\times 9/10$ （10 万円未満切り上げ）とします。
○予定価格（税込み） 1 千万円未満 ・指名競争入札	・市と同様の設定方法に変更するものとし、1 万円単位で設定（1 万円未満切り上げ）します。 ・ただし、予定価格（税抜き） $\times 9/10$ に満たない場合は予定価格（税抜き） $\times 9/10$ （1 万円未満切り上げ）とします。

※新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準 3 の（2）に規定する「最低制限価格と同様に計算した数値（基準数値）」も該当します。

（予定価格（税抜き） $\times 9/10$ に満たない場合の設定例）

① 予定価格（税抜き）45,678,000 円 ② 最低制限価格（税抜き）40,300,000 円

③ $\frac{① \times 9}{10}$ 41,110,200 円

この場合の最低制限価格（税抜き）は、① $\times 9/10$ を採用し 41,110,200 円となりますが、10 万円未満を切り上げるため 41,200,000 円 となります。

2. 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告及び指名通知を行う案件から適用します。